

『古事記』二九番歌―大刀佩けましを―考

藤原 享 和

一、はじめに

本稿では、「景行記」倭建命条の歌謡「人にありせば 大刀佩けましを 衣着せましを」(二九番歌)と言う表現が『古事記』の倭建命説話中で担う機能について考察を試みる。

まず、『古事記』の中から二九番歌を含む当該部分を掲げる。

(東征を終えての帰路、伊服岐能山の神に打ち或わされた倭建命が玉倉部の清水、当芸野、杖衝坂を経て)尾津前の一つ松の許に到り坐すに、先に御食せし時に、其地に忘れたる御刀、失せずして猶有り。爾くして、御歌に曰はく、

尾張に 直に向へる 尾津崎なる 一つ松 吾兄を 一つ松
人にありせば 大刀佩けましを 衣着せましを 一つ松 吾
兄を

(『古事記』二九番歌)

『古事記』二九番歌―大刀佩けましを 衣着せましを―考

歌謡部分の原表記(校訂本文)^①は「袁波理邇 多陀邇牟迦弊流 袁都能佐岐那流 比登都麻都 阿勢袁 比登都麻都 比登邇阿理勢 婆 多知波気麻斯袁 岐奴岐勢麻斯袁 比登都麻都 阿勢袁」であり、諸本に解釈上重要な本文異同はない。^②

本論では必要に応じて原表記(稿末に掲げた「引用テキスト」による校訂本文)を【】で括って示す(訓点、割注は省略)。

一、先行研究

当該歌の『古事記』中の解釈については、大別して以下の二説が行われてきた。

- ① 大刀を守った松への感謝や松褒めの歌とする説
 - ② 尾張の美夜受比売への思慕の歌とする説
- ①説は「尾張の美夜受比売の許に還坐むと所念つらむを、御身の

『古事記』二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

疲勞ますく(イタツキ)に堪(タ)がたきま、に、国恋しく所念(オモホシメ)看す御心の起りて、

(割注省略)尾張へは還(カ)ささず、倭に還(カ)坐むと所思(オモシ)て、伊勢へは趣(オモキ)坐るなるべし、(中略)一首の意は、聞えたるま、にて、御刀(ミカシ)

を失(シ)はず、今まで存(ゾウ)せたる功(イササ)を賞(ホメ)て、よみ賜(マ)へるなり」(本居宣長)、「よく私の太刀を守つてゐてくれた」(次田潤)、「忘れた大刀

をなくならないように守つてくれた一つ松に対する感謝の情を表現したもの」(倉野憲司)、「大刀を守つてくれた一つ松を讃める心持と思われる」(土橋寛)、「命が太刀の失われずにいたのを、松の手柄とみて歌つたもの」(山路平四郎)等、

②説は「美夜受比売を想起しているであろう」(武田祐吉)、「美夜受比売をしのんだ歌詞」(萩原浅男)、「美夜受比売を偲んでのこととなる」(西宮一民)、「美夜受比売への思いを込める言葉。(中略)松が大刀を失わずにいたことをほめたとする説があるが、疑問。

尾張に向う地の松ということに意味があるはず。自分の大刀をはかせ着物を着せたら、自分に代つて美夜受比売のところに行かせられように、ということか」(山口佳紀・神野志隆光)等である。①説に分類したものの中でも、「言外には自ら宮酢媛を偲ぶ情も含まれてゐる」(次田潤)のように、②説に分類すべき所見をあわせて示すものもある。

三、先行研究の検討

前節で紹介した二つの学説は、何れも『古事記』の倭建命東征説話中の文芸的な歌の読みとして成り立つ余地はある。ただその読みは当該説話を文芸として解釈しながら鑑賞した場合に一つの可能性として存在する読みに過ぎず、当該歌そのものの表現から直接導かれる解釈ではない。

二九番歌及びその周辺の地の文を丁寧に見ると、二九番歌はあくまで倭建命が「尾張に 直に向へる 尾津崎なる 一つ松」に対して「人にありせば 大刀佩けましを 衣着せましを」と歌うと言うものであつて、直接松に対する感謝や美夜受比売への思慕を語る表現は含まれていないことに気づく。

しかし、前節の冒頭にも述べたとおり、二九番歌についての先行諸説は倭建命の松への感謝や松褒め、尾張の美夜受比売への思慕、妻問いの歌とするものが殆どであり、近藤健史によつて地形の境界性からの分析^⑬、また、畠山篤によつて妻問いの習俗からの分析も提示されてはいるが、結果的には美夜受比売への思慕の情と言う解釈に収斂されている。永池健二の「尾」と言う地形からの分析や衣掛松伝承と捉える立場からの分析は民俗学的な視座からの卓見である。ただ、『古事記』と言う政治的意味合の濃いテキスト、就中倭建命

説話において、二九番歌が果たすべき機能はそれだけで説明しきれるかと言う疑問が残る。

四、「一つ松 人にありせば」表現

それではこの二九番歌の表現を『古事記』倭建命物語の中でどのように捉えるのが妥当か、検討に入りたい。

まず、「一つ松 人にありせば」と言う表現についてであるが、松やその他の植物を人に見立てる上代の歌の表現として、先行研究は以下の諸用例をあげて、上代から中古の諸文献との共通性を指摘する。

①み吉野の 玉松が枝は 愛しきかも 君がみ言を 持ちて通はく
〔万葉集〕卷二・一二三番歌

②岩屋戸に 立てる松の木 汝を見れば 昔の人を 相見ることし
〔万葉集〕卷三・三〇九番歌

③一つ松 幾代か経ぬる 吹く風の 声の清きは 年深みかも
〔万葉集〕卷六・一〇四二番歌

④松の木 の 並みたる見れば 家人の 我を見送ると 立たりし
もころ
〔万葉集〕卷二〇・四三三七五番歌

⑤古、年少き童子あり。(中略) 男を那賀の寒田の郎子と称ひ、女を海上の安是の嬢子と号く。(中略) 遂に人の見むこと
〔古事記〕二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

を愧ちて、松の樹と化成る。郎子を奈美松と謂ひ、嬢子を古津松と称ふ。
〔常陸国風土記〕「香島の郡」

⑥上に生ふる松、蕪りて磯に至る。邑人の朝夕に往来へることく、又、木の枝は人の攀ち引けるがごとし。
〔出雲国風土記〕「出雲の郡」

⑦住吉の岸の姫松人ならばいく世か経しと言はましものを
〔古今和歌集〕卷一七・九〇六番歌

⑧栗原のあねはの松の人ならばみやこのつとにいざといはましを
〔伊勢物語〕「くたかけ」

⑨高砂の さいささいこの 高砂の 尾上に立てる 白玉玉椿
玉柳 それもがと さむ汝もがと 汝もがと 練緒染緒の
御衣架にせむ 玉柳 何しかも さ 何しかも 何しかも 心
もまたいけむ 百合花の さ 百合花の 今朝咲いたる 初花
に 逢はましものを さ百合花の 又説、逢はましむのを」。

〔催馬楽〕三番歌「高砂」

山路平四郎は③、④、⑤、⑥をあげ、「まさしく伝統の表現となつてゐるもの」と述べ、相磯貞三は「上代人の素朴热情的気質は、自ら擬人的表現法をとらしめるに至つたもの」として①、③をあげ、特に③については「二株の松の下に集ひて飲せる歌」と言う題詞がある。ちょうど倭建命が尾津の埼の一つ松の下で食事を取られた

話と相似ている。」と指摘する。また、土橋寛は②、④、⑦、⑧をあげて、「一つの類型をなしており」と考え、⑨に「松の木に衣を着せるという発想も（中略）見られる」と述べ、西郷信綱は⑦、⑧をあげて「（一つ松 人にありせば」と）同類の発想の歌」とする。これら先学のあげたもの以外にも『万葉集』には松を人に見立てる表現が管見の限り以下の五例見える。

⑩ いざ子ども 早く日本へ 大伴の 三津の浜松待ち恋ひぬらむ
〔万葉集〕卷一・六三番歌

⑪ 翼なす あり通ひつつ 見らめども 人こそ知らね 松は知るらむ
〔万葉集〕卷一・一四五番歌

⑫ 茂岡に 神さび立ちて 栄えたる 千代松の木の 年の知らなく
〔万葉集〕卷六・九九〇番歌

⑬ 君来ずは 形見にせむと 我が二人 植ゑし松の木 君を待ち出でむ
〔万葉集〕卷一・二四八四番歌

⑭ ぬばたまの 夜明かしも船は 漕ぎ行かな 三津の浜松 待ち恋ひぬらむ
〔万葉集〕卷一五・三七二番歌

このように、松などを人に見立てる表現の用例には事欠かないのであるが、二九番歌の「松」ははたしてこれらの用例と同列に扱うことが妥当であろうか。

用例①～④、⑩～⑭は松を人に擬えた表現であるし、⑤は松を人

が化したものと見ている。⑥は松並木が人の行列のように見えると言う表現、⑨は椿そのものを御衣掛けにしようと言うもので、人に譬えているわけでもない。

二九番歌は「もし人であったなら大刀を佩かせようものを、衣着せようものを」と歌うのであって、目の前の松を人に擬えているわけでもなければ人が化したものと見ているわけでもないし、松が人のように見えるとも歌っていない。勿論⑨のように御衣掛けにしようと言う表現でもない。

「松がもし人であったなら」と言う意味では⑦や⑧に近い表現ではあるが、⑦は『古今和歌集』、⑧は『伊勢物語』中の「和歌」であり、「古代歌謡」の表現と混同して論じることには慎重でありたい。

つまり、二九番歌の「人にありせば 大刀佩けましを 衣着せましを」と言う表現は、上代の他の文献に見える松の擬人化表現と一括りには論じられないと言うことである。「(人ではない)松がもし人であったなら、○○しようものを」と言う倭建命の心情をあらわしたこの表現は、むしろ他の松などの擬人化表現とは異なる例として扱う必要があるのである。

それでは、二九番歌の「もし人ならば 大刀を佩かせようものを 衣着せようものを」と言う表現はこの場面で如何なる機能を担っ

ているのか、物語の表現に注目して解明を試みたい。

五、「景行記」倭建命条の物語分析

二九番歌における「大刀佩けましを 衣着せましを」表現の機能を解明するためには、当該歌謡を含む物語部分の分析が必要である。

「景行記」倭建命条は、御子たる小碓命（熊襲征討後には「倭建命」が父景行天皇の命を受け、倭比売命より御衣・御裳を賜って西征に赴き、熊襲、出雲を平定して帰還するや直ちに父より東征を命じられ、伊勢大御神の宮にいる倭姫命の助力を得て相模等東国を平定後、尾張の美夜受比売と結婚し、伊服岐の山の神に敗れて能煩野で亡くなり、埋葬を繰り返しても白鳥になって飛び去ってしまった）と言う展開であるが、その物語の中で、倭建命が「酒折宮」に入る前と後では記述に大きな変化が見られる。

まず、西征の最初には①「其の姨倭比売命の御衣・御裳を給はり【給其姨倭比売命之御衣・御裳】」、熊曾建に対しては②「吾は、纏向の日代宮に坐して大八島国を知らず、大帯日子淤斯呂和気天皇の御子、名は、倭男具那王ぞ。【吾者、坐纏向之日代宮所知大八島国、大帯日子淤斯呂和気天皇之御子、名、倭男具那王者也。】と名乗り、纏向に帰っては③「参み上りて、覆奏し【参上、覆奏】」ている。更に東征にあたって父景行天皇は④「ひひら木の八尋矛を給ひ」

【給比々羅木之八尋矛】、姨倭比売命は⑤「草那芸剣を賜ひ、亦、御囊を賜ひ」【賜草那芸剣、亦、賜御囊】、走水海で渡の神が浪を興し、船を廻したとき、後の弟橘比売命は⑥「妾、御子に易りて、海の中に入らむ。御子は、遣さえし政を遂げ、覆奏すべし」【妾、易御子而、入海中。御子者、所遣之政遂、応覆奏】と言つて倭建命の身代わりとなって入水している。

つまり倭建命（熊曾建から御名を献られるまでは「小碓命」は御衣御裳や剣を下賜され①、⑤）、遠征將軍としての印であると見られる矛を与えられ④、帰還後は覆奏する義務を負う③、⑥）天皇の御子としての存在②）なのである。

しかし、相武国造による火難、走水海の渡の神による水難を経て甲斐国の酒折宮に入ると『古事記』の記述は一変する。

まず、「酒折宮に坐し」【坐酒折宮】と言う表現である。『古事記』の中、下巻（つまり「人皇」の代）において「○○宮に坐」【坐○○宮】と言う表現は四四例見える（「坐」の主体が神のもの、「坐」が尊敬の補助動詞であるもの、及び「宮」が「石神神宮」、「殯宮」のものを除く）が、それらのほほすべてが（神倭伊波礼毘古命）【坐畝火之白禰原宮、治天下也。】（「神武記」）や【神沼河耳命、坐葛城高岡宮、治天下也。】（「綏靖記」）のように天皇が天下を治める宮の所在地を示す記述に用いられている。「坐○○宮」と言う表現

は「坐○○宮……治天下」と言う形で『古事記』に見える三三代の天皇記すべてに例外なく記される定型の記述方法である。『古事記』において天皇以外に「○○宮に坐」「坐○○宮」と言う表現が用いられるのは

- ①神武天皇の同母兄である五瀬命〔神倭伊波礼毘古命与其伊呂兄五瀬命二柱、坐高千穗宮〕
- ②安寧天皇の孫である和知都美命〔和知都美命者、坐淡道之御井宮〕

③景行天皇の同母兄である印色入日子命〔印色入日子命者（中略）坐鳥取之河上宮〕

④景行天皇の異母兄である本牟智和氣御子〔御子者坐檳榔之長穗宮〕

⑤景行天皇の子の倭建命〔坐酒折宮〕

⑥履中天皇の子である忍海郎女（飯豊王）〔忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮〕

の六例のみである。

①の五瀬命は初代神武天皇の同母兄であるが、当該箇所は神武天皇（神倭伊波礼毘古命）が日向出發前に兄の五瀬命と「何地に坐さば、平けく天の下の政を聞こし看さむ」と譏る場面であり、正確に言うくと神倭伊波礼毘古も皇位に就いていない段階である。後に

初代天皇となる神倭伊波礼毘古とその同母兄の五瀬命が同じ場所（宮）にいたわけであるから二人の所在を『古事記』は「坐高千穗宮」と記載したのである。

②の和知都美命は安寧天皇（師木津日子玉手見命）の孫であるが、この部分にしか見えない人名で、詳細は不明である。

③の印色入日子命、④の本牟智和氣御子は共に景行天皇の兄（印色入日子命は同母兄、本牟智和氣御子は異母兄）である。

⑤は当該倭建命。

⑥の忍海郎女（飯豊王）は履中天皇の皇女で、後継のいない清寧天皇が崩御するや葛城忍海之高木角刺宮に迎えられ、意禰・袁禰二王子（後の仁賢・顕宗天皇）が発見されたとき同宮に二王子を上らしめた。仁賢・顕宗天皇の父市辺之忍齒王の姨にあたり、『日本書紀』では、「五年の春正月に、白髮天皇崩ります。是の月に、皇太子億計王、天皇と位を譲り、久にして処たまはず、是に由りて、天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮にして、臨朝秉政し、自ら忍海飯豊尊と称りたまふ。」〔顕宗即位前紀〕とあり、天皇空位の間政務を執り、その死については「冬十一月に、飯豊青尊崩ります。【飯豊青尊崩】（同）と記されるなど、天皇に準ずる扱いがなされている人物である。

このように、天皇以外で「○○宮に坐」「坐○○宮」と言う表現

が用いられるのは所伝未詳の「和知都美命」を除くと神倭伊波礼毘古命（後の神武天皇）とその同母兄、景行天皇の同母兄・異母兄、天皇に代わって一時政務を執った皇女、そして「相武国」、「荒ぶる蝦夷等」平定後の倭建命のみである。つまり『古事記』は東国を平定し、火難、水難を克服した後の倭建命を、他の御子とは異なり極めて天皇に近い扱いをもつて記述していることになる。

そして「酒折宮に坐しし時【坐酒折宮之時】以降の倭建命の行為は、御子として行うべき行為ではなく、天皇にしかなしえない行為、天皇が行ってはじめて意味を持つ行為である。

具体的に指摘すると、まず酒折宮で「新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる」と言う歌いかけに対して「日々並べて 夜には九夜 日には十日を」と歌で応えた御火焼の老人に「東国造を給う。国造の選定・任命は天皇が行うべき行為であつて、当然御子や遠征將軍にその権限はない。それも「当時、賤者の仕事」であつた「御火焼の老人」を当意即妙に歌を返した褒賞として突然に国造にとりたてるなどと言う記述は、地元の豪族の勢力を倭建命の支配力が圧倒し、その意のままに国造を任命できるまでになつたことを描くものである。

次に（東征の往路で）「婚はむと思へども、亦、還り上らむ時に、婚はむと思ひて、期り定め」た「美夜受比売の許に」（復路で）「入

『古事記』二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

り坐し」た。「尾張国造が祖」である美夜受比売は「大御食を献り」「大御酒盞を捧げて献り」、倭建命と美夜受比売は歌を歌い交わして「御合」する。地方豪族の女が天皇にその土地の作物や酒を献り天皇がそれを飲食すること、天皇と地方豪族の女が歌を歌い交わし共寝をすること、は天皇がその土地を支配することの証してあることは「ニヒナメラスクニ」儀礼として夙に指摘されているが、これは勿論御子のなし得ることではなく、あくまで天皇の行為である。東征往路の倭建命が美夜受比売と「御合」をしても尾張の服属譚とはならない。従つて往路では敢えて「期り定め」ただけで「御合」はせず、酒折宮以降の倭建命がはじめて「御合」を行うのである。

「御合」の前に歌を歌い交わすが、その時の美夜受比売の歌では倭建命のことを、

高光る 日の御子 やすみしし 我が大君（多迦比迦流
比能美古 夜須美斯志 和賀意富岐美）

（『古事記』二八番歌）
と表現している。

「高光る 日の御子」と言う表現は、『古事記』所載の歌謡中に二九番歌を除いて以下三例が見える。

①仁徳天皇が建内宿禰命に歌で「そらみつ 倭の国に 鷹卵生

と聞くや」(『古事記』七一番歌)と問うたところ、宿禰が、高
光る 日の御子(多迦比迦流 比能美古) 諾しこそ 問ひ
給へ 真こそに 問ひ給へ (『古事記』七二番歌)
と応えた。

②落葉が浮かんでいるの知らずに雄略天皇に盞を献り、斬り殺
されそうになった姪が天皇に対して「吾が身を殺すこと莫れ。
白すべき事有り」と言い、

是しも あやに畏し 高光る 日の御子(多加比加流 比能
美古) 一〇〇番歌

と歌った。

③右の②でその姪が赦された後太后が、
高光る 日の御子に(多加比加流 比能美古爾) 豊御酒
献らせ (『古事記』一〇一番歌)

と歌った。

①の「高光る 日の御子」は仁徳天皇を、②、③のそれは雄略天
皇を指していることは明白である。

「やすみしし 我が大君」と言う表現も、『古事記』所載の歌謡中
に二九番歌を除いて以下三例が見える。

①阿岐豆野で御具床に坐している雄略天皇の御腕を咋った蛸を蜻
蛉が咋って飛んだ。その時天皇が、

み吉野の 小室が岳に 猪鹿伏すと(中略) やすみしし 我が
大君の【夜須美斯志 和賀淤富岐美能】猪鹿待つと
(『古事記』九七番歌)
と言う歌を作った。

②雄略天皇が怒った猪から逃れるため榛の木に登って、
やすみしし 我が大君の【夜須美斯志 和賀意富岐美能】游
ばしし 猪の 病み猪の うたき畏み 我が逃げ登りし 在
り丘の 榛の木の枝 (『古事記』九八番歌)

と歌った。

③春日の袁杼比売が雄略天皇に大御酒を献った時、天皇が詠み掛
けた歌を受けて袁杼比売が、

やすみしし 我が大君の【夜須美斯志 和賀淤富岐美能】朝
とには い倚り立たし (『古事記』一〇四番歌)

と歌った。

①、②の「やすみしし 我が大君」は一人称であるが、雄略天皇
そのものを指す。③のそれも春日の袁杼比売が雄略天皇を指して歌
った表現であることは言うまでもない。

このように「高光る 日の御子」、「やすみしし 我が大君」は
『古事記』所載歌謡において天皇を指す定型的表現と言えるが、二

九番歌はその二つの表現が一首の中に重ねて用いられている唯一の

歌である。このような表現は御子に対して用いられるにはあまりに例外的であり、ここでもやはり倭建命を天皇に用いる表現をもって描いていると言うことは動かしがたい。

次に、先ほど少し触れた「御合」と言う表現であるが、『古事記』に見える婚姻等を表す表現は管見の限り【娶】が一二八例と圧倒的に多く、【婚】が一七例、【喚上】が六例、その他僅かであるが【御合】、【嫁】、【姦】等がある。

その中で「御合」と言う表現は、倭建命が美夜受比売と交わる場面以外には、伊耶那岐命が伊耶那美命と交わって大八島国等を生む場面、八千矛神が沼河比売と交わる場面、応神天皇が矢河枝比売と交わって宇遲能和紀郎子を生む場面にしか用いられていない。神以外では応神天皇と倭建命のみに用いられる極めて特殊な表現であり、応神天皇の場合は（後に応神自ら「天津日繼を知らせ」と指示をすることになる）宇遲能和紀郎子を生むと言う重要な場面での交わりに用いられている。「御合」は『古事記』の中でも非常に重要な交わりを表す用語で、軽々に御子の婚姻に使われるとは考えがたい表現である。

更に倭建命の死は「歌ひ竟りて、即ち崩りましき【崩】。」と表現される。「崩」が天皇の死について用いられる表現であることは言うまでもないが、厳密に言うると『古事記』が天皇以外の死に

「崩」を用いる例は存在する。神武天皇の同母兄である五瀬命、仲哀天皇神功皇后の御子（—後の応神天皇—の偽装死）、神功皇后、宇遲能和紀郎子、そして倭建命の死の場合である。

五瀬命には先述のとおり【坐○○宮】表現も用いられており、東征の過程で戦死した神武天皇の同母兄と言う位置、「五瀬命が」詔ひしく【詔】「吾は、日の神の御子【日神之御子】と為て、日に向ひて戦ふこと、良くあらず。」（「神武記」）と言う発言記事などから天皇に準ずる扱いを受けていると考えられる。仲哀天皇と神功皇后の間の御子は後の応神天皇であり、その（偽装）死に【崩】が用いられるのは順当と言える。神功皇后は応神天皇の母であり、一時天皇に準ずる立場（あるいは夫の仲哀天皇より上位）にあった人物である。宇遲能和紀郎子は先述のとおり応神天皇から「天津日繼を知らせ」と指示を受け、大雀命（後の仁徳天皇）と皇位を譲り合った人物であり、その死によって漸く仁徳が皇位に就いたと言う経緯の人物である。いずれも天皇になり得べき、あるいは天皇に準ずる立場にある人物であり、倭建命もまた同様の扱いを受けていると推察することができる。

また、倭建命の墓は【御陵】と表現されるが、先述の【崩】と同じくこの表現も天皇の墓について用いられるものであり、『古事記』中天皇以外の墓所が【御陵】と表現されるのは日子穗々手見命、市

辺忍齒王、そして倭建命とその后弟橘比売のみである。

日子穗々手見命は天皇家の祖先神（神武天皇の祖父）である。市辺忍齒王は履中天皇の子であり、清寧天皇崩御後一時政務を執った飯豊王（先述）の同母兄であると同時に、その後即位した顕宗・仁賢両天皇の父である。弟橘比売は倭建命の後であり身代わりとなつて入水した人物で、流れ着いた櫛を「御陵」に納めたと言っているのである。弟橘比売の「御陵」はやや例外的であるが、その他は天皇に準じて「御陵」表現を用いられて然るべき神、人である。倭建命もまた同等の扱いを受けていると見られよう。

以上、「坐○○宮」表現、国造任命、美夜受比売の大御飯・大御酒盞献上、歌い交わしと婚姻、「高光る 日の御子」多加比加流比能美古爾」・「やすみしし 我が大君」夜須美斯志 和賀淤富岐美能」表現、「御合」表現、「崩」・「御陵」表現から、『古事記』では酒折宮以降の倭建命が天皇と同等の扱いとなっていることを確認した。²⁶⁾

六、「天皇」としての行為

以上見てきたように、『古事記』は酒折宮以降の倭建命を天皇に準じて扱うが、そのような立場で倭建命が詠んだとして記されたのが二九番歌なのである。

この観点から今一度二九番歌を眺めると、「大刀佩けましを 衣着せましを」と言う表現に新たな意味が見えてくる。「天皇として（松が人であつたならば）大刀を与える、衣を与える」と言う意味である。

天皇が授刀することは「軍防令」に

凡そ大將 征に出では、皆節刀授へ。

とあり、『古事記』の撰進の前後の時期にも、『続日本紀』に次のとおり実際の授刀の例が見える。

①己卯、入唐使粟田朝臣真人に節刀を授く。

（大宝元（七〇一）年五月七日条 遣唐使授刀記事）

②己酉、遣唐押使從四位下多治比真人 県守に節刀を賜ふ。

（養老元（七二七）年三月九日条 遣唐使授刀記事）

③甲戌、節刀を進る。この度の使の人、略闕亡無くして、前年の大使從五位上坂合部宿禰大分も亦隨ひて来帰り。

（養老二（七二八）年二月五日 遣唐使帰還記事）

④（二月（中略）壬子、大宰府奏して言さく、「隼人反きて大隅国守陽侯史麻呂を殺せり」とまうす。）三月丙辰、中納言正四位下大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍とす。

（養老四（七二〇）年三月四日条 征隼人持節大將軍授刀記事

―)

「節刀」は「天皇の命を奉じて、海外に派遣される大使や反乱鎮撫の大將軍に授けられる任務の標識。」であり、「軍防令」に

凡そ大將征に出でむ、軍に臨み寇に対ふて、大毅以下、軍令に従はず、及び軍事に稽り違ひ、闕き乏しくすること有らば、死罪以下は、並に大將斟酌して専決すること聽せ。

とあるように、節刀を与えられた將軍（持節征夷大將軍）は戦時、部下に死罪以下を与える権限をも与えられるなど、絶大な権力を委ねられた。

また、『古事記』撰進前後の天皇の賜衣の記事を『日本書紀』、『続日本紀』から拾うと、

『日本書紀』

①庚辰に、公卿に内裏に宴したまふ。仍りて衣裳を賜ふ。

〔持統紀〕四（六九〇）年正月三日条

②己卯に、公卿に飲食・衣裳を賜ふ。

〔持統紀〕五（六九二）年正月七日条

③癸酉に、公卿等に饗へたまひ、仍りて衣裳を賜ふ。

〔持統紀〕六（六九二）年正月七日条

『続日本紀』

①戊申、從へる官并せて国・郡の司等に階を進め、并せて衣・衾を賜ふ。
（大宝元（七〇一）年一月九日条）

『古事記』二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

②癸亥、讃岐国那賀郡錦部刀良、陸奥国信太郡生王五百足、筑後国山門郡許勢部形見等に、各衣一襲と塩・穀とを賜ふ。
（慶雲四（七〇七）年五月廿六日条）

③丁卯、天皇、重閣門に御しまして、宴を文武の百官并せて隼人・蝦夷に賜ひ、諸方の楽を奏る。從五位已上に衣一襲を賜ふ。
（和銅三（七一〇）年正月一六日条）

④恩を降して、咸く死罪已下を免し、并せて衣服を賜ひ、それを自ら新にせしめたまふ。
（天平三（七三一）年二月一六日条）

このように大將軍に刀を授けることや、臣下に衣を賜うことは重要な天皇の行為として行われていたことがわかる。

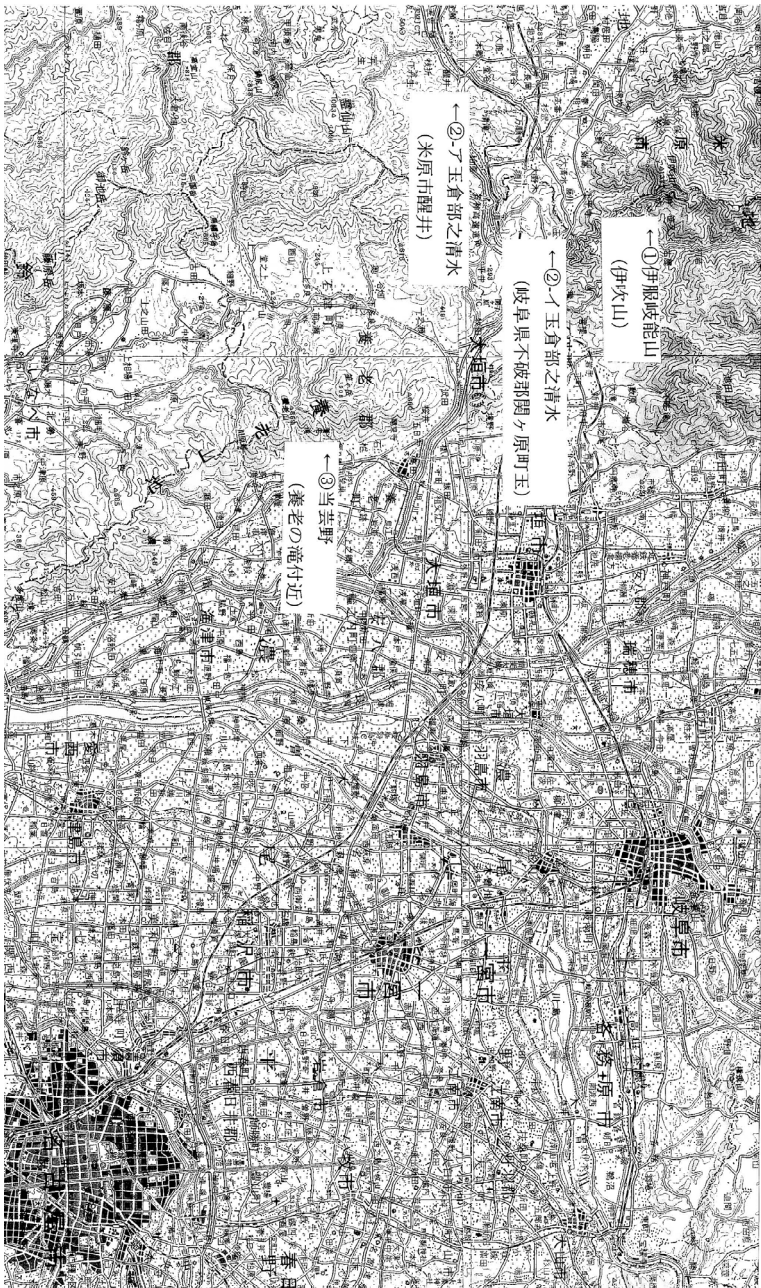
先述したように、倭建命は西征前に倭比売より御衣・御裳を、東征前には天皇より副將軍（御鉏友耳建日子）とひひら木の八尋矛を、伊勢大御神の宮で娘より草那芸劍を賜わる。ここではあくまでも天皇ではなく遠征將軍、御子としての立場である。

ところがこれまで見てきたとおり、倭建命は酒折宮以降では天皇に準ずる存在となっている。つまり、大刀や衣を賜わる立場から、逆にそれらを与える立場に変化しているのである。その倭建命は伊勢大神宮で賜った草那芸劍を美夜受比売の許に置いたまま伊服岐能山の神と戦い、打ち或【打或】わされる。倭を目前にして命は鈴鹿

『古事記』二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

一一一

倭建命行程図 (伊服岐能山～能須野)
(国土地理院1：200,000地勢図「岐阜」(平成18年発行)、同「名古屋」(平成17年発行)を合成、縮小)





山脈の東を彷徨い、遂に能煩野で「崩」ずるのである。

宮に坐し、東の国造を任命し、征服者として美夜受比売との婚姻をなした倭建命が天皇としてまだ行っていない行為、それが臣下に大刀を与え、衣を与える行為である。

遂に父の許へ帰ることができず、倭で即位できなかった倭建命は、天皇として統治権を確立している東国への入口つまり「尾張」直に向へる「尾津崎」にたどり着き、そこに生えている松を臣下に見立てて「授刀、賜衣」をしたいと歌うのである。

死を前にした倭建命は、

①伊服岐能山↓②玉倉部之清水↓③当芸野↓④杖衝坂↓⑤尾津前↓⑥三重村↓⑦能煩野

と彷徨する。これを地図に落とすと「倭建命行程図(伊服岐能山―能煩野)」のとおりとなり^⑧(②の玉倉部之清水は②ーア、②ーイの二つの比定地がある)、④杖衝坂まで行った倭建命が⑤尾津前に戻り、また⑥三重村へ移動するのは不自然で、これを『古事記』の記述の乱れと指摘する向きもある。

しかし、やはり⑤の尾津前に戻ることには意味がある。倭に戻れない倭建命が天皇として統治権を行使できるのは東国である^⑨。東征の往路でも御刀を忘れた尾津前は東征の基点であり、以東は自ら平定した東国なのである。その東国への渡り津である尾津前で「尾張

に直に向へる 尾津崎なる 一つ松」を臣下に見立てて授刀、賜衣を行いたいと歌うのである。

これが二九番歌の『古事記』倭建命説話中で担う機能であると言うのが本稿の結論である。

七、おわりに

その死が「崩」と記されるなど、倭建命は『古事記』の中で天皇と同等の扱いを受けていると言う指摘は古くから行われていたが、本稿では、その扱いは倭建命(小碓命)の物語すべてについてはなく、酒折宮を以て御子(あるいは遠征將軍)から天皇の立場に転換していることを明らかにし、その見地から『古事記』の倭建命説話中で二九番歌が担う機能を検討してきた。倭建命が天皇としての立場で(自らが統治すべき東国に向かっている)一つ松に授刀、賜衣を行う姿勢を詠っているわけである。

扱いは天皇でありながら、なぜ『古事記』は倭建命の即位を記さないのか。逆の見方をすれば、即位していない倭建命を『古事記』はなぜ天皇扱いするのか。この疑問はなお残る。ただ、倭建命が、即位しなかった『古事記』の中の他の御子たちと決定的に異なるのは、倭建命の異母弟である成務天皇を除き、仲哀天皇以降のすべての天皇は倭建命を始祖としていることである。天武天皇はじめ代々

の天皇の始祖である倭建命を天皇に準じて扱うことが『古事記』の記述に求められたことは想像に難くない。ここに『古事記』の倭建命条を検討する大きな鍵があることが予想される。今後の課題としたい。

注

- ① 校訂本文テキストは稿末に掲げた「使用テキスト」に同じ。
- ② 小野田光雄『諸本集成古事記（中巻）』一九八一年 勉誠社 による。
- ③ 本居宣長『古事記伝 二十八之巻』一八世紀末（大野晋編『本居宣長全集 第十一巻』一九六九年 筑摩書房 二七五～二七七頁）
- ④ 次田潤『古事記新講 増訂版』一九二五年 明治書院 四〇五頁
- ⑤ ア、倉野憲司・武田祐吉『日本古典文学大系 1 古事記 祝詞』一九五八年 岩波書店 三五二頁（補注）（古事記 担当は倉野憲司）。イ、倉野憲司『古事記全註釈 第六巻 中巻篇（下）』一九七九年 三省堂 二〇二頁もほぼ同じ表現。
- ⑥ 土橋寛『古代歌謡全注釈 古事記編』一九七二年 角川書店 一三三頁
- ⑦ 山路平四郎『記紀歌謡評釈』一九七三年 東京堂 七四頁
- ⑧ 武田祐吉『記紀歌謡集全講』一九五六年 明治書院 九三頁
- ⑨ 萩原浅男・鴻巣隼雄『日本古典文学全集 1 古事記 上代歌謡』一九七三年 小学館（古事記 担当は萩原浅男） 二二五頁（頭注）
- ⑩ 西宮一民『新潮日本古典集成 古事記』一九七九年 新潮社 一六八頁（頭注）
- ⑪ 山口佳紀・神野志隆光『新編日本古典文学全集 1 古事記』一九九七年 『古事記』二九番歌—大刀佩けましを 衣着せましを—考

年 小学館 二二三頁（頭注）（この見解は〔山口・神野志〕両者による検討の結果）

- ⑫ 次田潤 前掲書 同頁
- ⑬ 近藤健史「境界と悲別—古代文学における『松』の一面—」（『日本文学会報』第二号 一九九〇年三月 盛岡大学日本文学会 所収）、同「境界領域と樹木—古代文学における『松』—」（『語文』第七九号 一九九一年三月 日本大学国文学会 所収）。
- ⑭ 畠山篤「妻問いの追憶—一つ松と倭建命の重層—」（尾畑喜一郎編『記紀万葉の新研究』一九九二年 桜楓社 所収）
- ⑮ 永池健二「尾上」という場所—一つ松考序説—」（『大谷女子大國文』第三号 一九九三年三月 大谷女子大学国文学会 所収）
- ⑯ 同「木に衣を掛ける—続・一つ松考序説—」（『民俗文化』第七号 一九九五年三月 近畿大学民俗学研究所 所収）
- ⑰ 山路平四郎 前掲書 七四頁
- ⑱ 相磯貞三『記紀歌謡全註解』一九六二年 有精堂 一一〇頁
- ⑲、⑳ 土橋寛 前掲書 一三三頁
- ㉑ 西郷信綱『ちくま学芸文庫 古事記注釈 第六巻』二〇〇六年 筑摩書房 一三三頁（ちくま学芸文庫版は平凡社刊『古事記注釈』全四巻の改訂版。元版は一九七五—一九八九年刊。注⑳該当巻は元版第三巻、一九八八年刊）
- ㉒ 西宮一民 前掲書 一六五頁（頭注）
- ㉓ 「大化前代の服属儀礼と新嘗—食国（ヲスクニ）の背景—」（岡田精司『古代王権の祭祀と神話』一九七〇年 塙書房 所収、初出は『日本詩研究』第六〇、六一号 一九六二年五月、七月 日本史研究会／創元社）
- ㉔ 現存風土記（逸文は除く）の中でもヤマトタケルの記事が最も多い

(二三例)のは東国の『常陸国風土記』であり、そこには例外なく「倭武天皇」と記されている。その他の国の風土記では何れも西国の『出雲国風土記』(一例)と「肥前国風土記」(三例)であるが、ヤマトタケルに「天皇」と言う語は附されていない。『出雲国風土記』では「朕(景行天皇……藤原注)が御子、倭建の命」(「出雲の郡」)と見え、明確に(天皇ではなく)御子として記されている。また、『古事記』には倭建命が「新治」や「筑波」に行ったことは記されていないにもかかわらず、倭建命は酒折宮で「新治 筑波を過ぎて」(邇比婆理 都久波袁須疑弓)と歌っている(『古事記』二五番歌)。酒折宮以降倭建命が天皇に準じた記述を受けるためには、「酒折宮に坐し」て新治、筑波(つまり「常陸国」)を通ってきたことを宣言することが必要だったのではないか。

- ②⑤ 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第八卷 一九八七年 吉川弘文館 三六二頁、本項担当 鈴木敬三

②⑥ 比定地は(玉倉部之清水は②「ア、②「イの二つの比定地があることも含め)山口佳紀・神野志隆光 前掲書 二二二～二三三頁(頭注)による。

②⑦ 注②に記したとおり、現存のうち唯一東国の風土記である『常陸国風土記』においてヤマトタケルは例外なく「倭武天皇」と記されるが、西国の風土記では「天皇」は附されない。

②⑧ 『古事記』の倭建命東征の記述の中で「酒折宮」が大きな転換点となることは、近時岡本恵理も「倭建命考—天皇と伊勢大神の紐帯として—」(『美夫君志』第八〇号 二〇一〇年三月 所収)で指摘している。

(使用テキスト) 『続日本紀』に「新日本古典文学大系(岩波書店)、『令義解』に「日本思想大系(同)を用いたほかは全て「新編日本古典文学全集」(小学館)による。

(用字その他) 漢字は引用であると否とを問わず原則として現在通行の字体を用いた。「天皇」号の使用開始時期については諸説あるが、本稿では『古事記』等の記述に従って神武以降すべて「天皇」号を用いた。歌番号は前掲の(使用テキスト)によった。ただし『古事記』の歌番号のみは土橋寛・小西甚一『日本古典文学大系3 古代歌謡集』一九五七年 岩波書店 によった。

(附言) 本稿は平成二〇年度古事記学会三月例会(関西例会)(二〇〇九年三月二日、於武庫川女子大学)や諸研究会における数度の研究発表(発表題目「『古事記』二十九番歌考」)を経て作成した。各席上でご指導、ご助言いただいた先生方に心より感謝申し上げます。なお、客観的な記述を担保するため、研究者名の敬称を省いた。失礼の段、ご寛恕賜りたい。